

高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

○高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例施行規則

(昭和 45 年 4 月 30 日規則第 23 号)

改正 昭和 56 年 3 月 30 日規則第 13 号 昭和 61 年 5 月 31 日規則第 51 号  
平成 14 年 3 月 29 日規則第 19 号 平成 15 年 3 月 28 日規則第 13 号  
平成 17 年 3 月 18 日規則第 33 号 平成 17 年 8 月 2 日規則第 109 号  
平成 26 年 3 月 31 日規則第 52 号 平成 28 年 4 月 22 日規則第 29 号

高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例(昭和 45 年高知県条例第 1 号。以下「条例」という。)の規定に基づき、高知県立交通安全こどもセンター(以下「交通安全こどもセンター」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

第 2 条 条例第 7 条第 1 項の許可施設等(同項に規定する許可施設等をいう。以下同じ。)の利用の許可(以下「利用の許可」という。)を受けようとする者は、条例第 3 条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に対して、指定管理者が定める利用許可申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、交通安全こどもセンターの管理を指定管理者が行うことができない場合にあつては、利用の許可を受けようとする者は、知事に対して、別記第 1 号様式による利用許可申請書を提出しなければならない。

(利用許可書の交付等)

第 3 条 指定管理者(交通安全こどもセンターの管理を指定管理者が行うことができない場合にあつては、知事。以下この条並びに次条第 1 項及び第 2 項、第 5 条第 1 項並びに第 8 条第 1 項及び第 3 項において同じ。)は、前条の規定による申請があつた場合において、利用の許可をするときは指定管理者が定める利用許可書を当該申請をした者に交付し、利用の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 知事が交付する前項の利用許可書については、別記第 2 号様式によるものとする。

3 前条及び第 1 項の規定にかかわらず、個人がゴーカートを利用する場合は、指定管理者が定める乗車券を購入することをもって、利用の許可を受けたものとみなす。

4 知事が取り扱う前項の乗車券については、別記第 3 号様式によるものとする。

(利用の取消しの届出等)

第4条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、許可施設等の利用を取り消すときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 条例第7条第1項の利用の許可を受けた事項の変更の許可(次条第1項において「利用の変更の許可」という。)を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用変更許可申請書を提出しなければならない。

3 知事に対して提出する前項の利用変更許可申請書は、別記第4号様式によるものとする。

(利用変更許可書の交付等)

第5条 指定管理者は、前条第2項の規定による申請があった場合において、利用の変更の許可をするときは指定管理者が定める利用変更許可書を当該申請をした者に交付し、利用の変更の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 知事が交付する前項の利用変更許可書は、別記第5号様式によるものとする。

(許可施設等)

第6条 条例第7条第1項の知事が指定する施設等は、交通安全こどもセンターの施設等のうち、条例第2条第2項に規定する交通安全指導(以下「交通安全指導」という。)のために利用する施設等とする。

(交通安全指導の実施)

第7条 交通安全指導は、次に掲げる場合に実施するものとする。

(1) 中学校、小学校、幼稚園、児童福祉施設その他これらに準ずるものが教育上の目的で交通安全指導を受けようとするとき。

(2) 交通安全教育を目的として20人以上の児童の団体が交通安全指導を受けようとするとき。

2 交通安全指導の実施日は、月曜日から金曜日までとする。

3 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めたとき又は指定管理者が必要があると認める場合であってあらかじめ知事の承認を得たときは、同項に規定する実施日を変更することができる。

(交通安全指導の申込み)

第8条 交通安全指導を受けようとする者は、当該交通安全指導を受けようとする日の10日前までに、指定管理者に対して、指定管理者が定める交通安全指導申込書を提出しなければならない。

2 知事に対して提出する前項の交通安全指導申込書は、別記第6号様式によるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者が特に認めたときは、あらかじめ口頭により同項の規定による申込みをすることができる。

(ゴーカートの利用料金等の納付の時期)

第9条 ゴーカートの利用者(第3条第3項の個人がゴーカートを利用する場合で、乗車券を購入するときを除く。)は、条例第9条の規定による利用料金又は条例第14条第1項の規定による使用料を当該利用の前に納付しなければならない。

(利用料金の承認の申請)

第10条 指定管理者は、条例第11条前段の規定により利用料金の額を定めようとするときは、知事に対して、別記第7号様式による利用料金承認申請書を提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第11条後段の規定により知事の承認を得た利用料金の額を変更しようとするときは、知事に対して、別記第8号様式による利用料金変更承認申請書を提出しなければならない。

(使用料の還付)

第11条 条例第14条第3項において読み替えて準用する条例第13条ただし書の規定に基づき使用料を還付する特別の理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 利用者の責任によらない理由でゴーカートを利用することができなくなったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、使用料を還付することが適当であると知事が認めるとき。

(指定管理者の指定の申請に必要な書類等)

第12条 条例第17条の規則で定める申請書は、別記第9号様式によるものとする。

2 条例第17条第2号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第16条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあつては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては当該団体の代表者の住民票の写し
- (4) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

3 条例第18条第2項の規則で定める事項は、指定管理者の代表者の氏名とする。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、交通安全こどもセンターの管理及び運営に関し必要な事項は、知事が別に、又は指定管理者が知事の承認を得て定める。

付 則

この規則は、昭和45年5月5日から施行する。

附 則(昭和56年3月30日規則第13号)

この規則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。ただし、ミニドライブに係る改正規定は、昭和 56 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年 5 月 31 日規則第 51 号)

この規則は、昭和 61 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 29 日規則第 19 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 28 日規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 18 日規則第 33 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 8 月 2 日規則第 109 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為として行う申請に必要な書類)

- 2 高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成 17 年高知県条例第 67 号)附則第 2 項の規定に基づき、同条例の施行の日前において行う指定管理者の指定の申請に必要な書類については、この規則による改正後の高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例施行規則(次項において「改正後の規則」という。)第 12 条の規定の例による。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、改正後の規則の規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日規則第 52 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 22 日規則第 29 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記第 1 号様式(第 2 条関係)

高知県立交通安全こどもセンター許可施設等利用許可申請書  
[別紙参照]

第 2 号様式(第 3 条関係)

高知県立交通安全こどもセンター許可施設等利用許可書  
[別紙参照]

第 3 号様式(第 3 条関係)

ゴーカート乗車券  
[別紙参照]

第 4 号様式(第 4 条関係)

高知県立交通安全こどもセンター利用変更許可申請書  
[別紙参照]

第 5 号様式(第 5 条関係)

高知県立交通安全こどもセンター利用変更許可書  
[別紙参照]

第 6 号様式(第 8 条関係)

高知県立交通安全こどもセンター交通安全指導申込書  
[別紙参照]

第 7 号様式(第 10 条関係)

高知県立交通安全こどもセンター利用料金承認申請書  
[別紙参照]

第 8 号様式(第 10 条関係)

高知県立交通安全子どもセンター利用料金変更承認申請書  
[別紙参照]

第 9 号様式(第 12 条関係)

指定管理者指定申請書  
[別紙参照]